

野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出量が少なく環境への負荷が小さい再生可能エネルギーの導入促進を図ることで、脱炭素化の推進に寄与することを目的とする野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、野木町補助金等交付規則（昭和57年規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽光の照射を受けて、光エネルギーを電気エネルギーに変換する太陽電池を利用することにより電気を発電する装置
- (2) 住宅 町民が自ら居住するために用いられる家屋
- (3) 自家消費 太陽光発電システムにより発電した電気を設置した住宅で消費する仕組み
- (4) 住宅用蓄電システム 太陽光発電システムにより発電した電気の充電及び給電ができる蓄電池と電力変換装置が一体的に構成された装置

(補助対象事業)

第3条 補助金は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす住宅用脱炭素化普及促進設備を住宅に設置する事業（以下「補助対象事業」という。）に係る費用のうち、別表に掲げる費用に対して交付するものとする。

(1) 太陽光発電システム

- ア 公称最大出力値が10KW未満であること。
- イ 住宅用蓄電システムと併せて新規に設置すること。
- ウ 住宅用蓄電システムと常時接続し、自家消費を行えること。
- エ 未使用品であること。
- オ 太陽光モジュールの増設や補修でないこと。

(2) 住宅用蓄電システム

- ア 太陽光発電システムと併せて新規に設置する、若しくは既存の太陽光発電システムと常時接続させる形で新規に設置すること。
- イ 太陽光発電システムと常時接続し、自家消費を行えること。
- ウ 未使用品であること。
- エ 蓄電ユニットの増設及び設備の補修でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」とい

う。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有している者
 - (2) 自らが居住する住宅に補助対象事業を行った者（ただし、設置する住宅が自己の所属に属さない場合には、当該住宅の所有者の承諾を書面にて提出できる者）、若しくは補助対象事業が行われた町内の住宅を購入した者
 - (3) 町税等を完納している者
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 太陽光発電システム 設置する太陽光発電システムを構成する太陽電池の最大出力（単位はKWとし、小数点以下第3位を切り捨てる。）に10,000円を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、40,000円を限度とする。
- (2) 住宅用蓄電システム 設置する蓄電池の蓄電容量（単位はKWhとし、小数点以下第3位を切り捨てる。）に10,000円を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、40,000円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業完了日を起算日として90日以内に野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) システムの概要が確認できる書類
- (2) 工事請負契約書の写し若しくは購入契約書の写し
- (3) 補助対象事業が行われた建売住宅の売買契約書の写し（住宅を購入する場合のみ）
- (4) 建築確認済証の写し（新築住宅の場合のみ）
- (5) 電力会社と太陽光発電システムに係る受給契約申込書の写し及び電力受給開始日が確認できる書類
- (6) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し及び内訳書の写し
- (7) 補助対象事業完了後の状況を示す写真
- (8) 未使用品であることが確認できる書類の写し
- (9) 太陽光発電システムと住宅用蓄電システムが常時接続していることが確認できる書類
- (10) 設置住宅の案内図

(11) 設置承諾書（住宅の所有が申請者でない場合）

(12) 住民票の写し

(13) 町税等を完納していることを証明する書類

(14) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、1住宅につき1補助対象事業とし、かつ、1申請者あたり1回限りとする。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は前条の規定による申請があった時は、その内容を審査及び現地調査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は前項の規定により、補助金を交付することに決定した者に対しては、野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 交付決定の通知を受けた申請者は、野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金交付請求書（別記様式第4号）により町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は前項の交付請求に基づき、補助金を交付する。

（設備の適正管理）

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金交付者」という。）は、対象設備を注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

（補助金交付の取消し）

第10条 町長は、補助金交付者が次の各号のいずれかに該当すると認められた時は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第11条 町長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときには、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

2 補助金交付者は、前項に規定する命令を受けた時は、定められた期限内に補助金を町長に返還しなければならない。

（協力依頼）

第12条 町長は補助金交付者に対し、必要に応じてデータの提供その他調査協力を依頼することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表 (第3条関係)

太陽光発電システム	太陽光発電モジュール 架台 インバーター 保護装置 接続箱 パワーコンディショナー 分電盤 直流側開閉器 交流側開閉器 配線・配線部品の購入・据付 設置工事に係る費用
住宅用蓄電システム	蓄電池本体 電力変換装置 (コンバーター、インバーター、パワーコンディショナー) 設置工事に係る費用

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

野木町長 様

申請者 住所
氏名
(署名又は記名押印)
電話

野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金交付申請書

住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金の交付を受けたいので、野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 設備を導入した住宅の住所	野木町大字
2 建売住宅の引き渡し日	年 月 日
3 導入した設備 (当てはまるものすべてに○)	太陽光発電システム 住宅用蓄電システム
4 共通事項	
(1) 工事着工日(最も早い日)	年 月 日
(2) 工事完了日又は購入日 (最も遅い日)	年 月 日
(3) 費用請求日(最も遅い日)	年 月 日
5 太陽光発電システム	
(1) 太陽電池の最大出力値	KW(小数点以下第3位を切り捨て)
(2) 電力受給開始日	年 月 日
(3) システム設置に要した費用	円
6 住宅用蓄電システム	
(1) 蓄電池の蓄電容量	KWh(小数点以下第3位を切り捨て)
(2) システム設置に要した費用	円

7 補助金交付申請額	
合計金額 (①+②)	円
①太陽光発電システム設置費	円
②住宅用蓄電システム設置費	円

添付書類

- [1] システムの概要が確認できる書類
- [2] 工事請負契約書の写し若しくは購入契約書の写し
- [3] 補助対象事業が行われた建売住宅の売買契約書の写し（住宅を購入する場合のみ）
- [4] 建築確認済証の写し（新築住宅の場合のみ）
- [5] 電力会社と太陽光発電システムに係る受給契約申込書の写し及び電力受給開始日が確認できる書類
- [6] 補助対象事業に要した費用の領収書の写し及び内訳書の写し
- [7] 補助対象事業完了後の状況を示す写真
- [8] 未使用品であることが確認できる書類の写し
- [9] 太陽光発電システムと住宅用蓄電システムが常時接続していることが確認できる書類
- [10] 設置住宅の案内図
- [11] 設置承諾書（住宅の所有が申請者でない場合）
- [12] 住民票の写し
- [13] 町税等を完納していることを証明する書類
- [14] その他町長が必要と認める書類

別記様式第2号（第7条関係）

年 第 号
月 日

様

野木町長 印

野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金について、下記のとおり決定しましたので、野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

別記様式第 3 号（第 7 条関係）

年 第 号
月 日

様

野木町長 印

野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金について、下記の理由により交付しないと決定したので、野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

不交付の理由

別記様式第4号（第8条関係）

年 月 日

野木町長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の決定通知のあった野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金を野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所							
預金種別	普通・当座	口座番号							
ふりがな									
口座名義人									

※口座名義人は、申請者本人に限ります。